

議 事 録 抄 本

令和 6 年 1 1 月

福崎町農業委員会

令和6年11月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 11月19日 (火) 15:00～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 蕨内事務局長、吉田課長、豊國、和田

【欠席者】 なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
10番 尾崎 肇	14番 後藤 芳樹

【署名人】

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一
----------	----------

<案件>

議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 5件

議案第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可) 2件

議案第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について

(委員会受理) 1件

議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 5件

議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(知事許可) 1件

議案第36号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
(委員会受理) 1件

議案第37号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(改正
附則第5条第1項による経過措置) (利用権の設定) 131件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について 3件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について 6件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会11月定例会を開催します。

本日欠席者の連絡はございません。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一
----------	----------

委員をお願いします。議案第31号から議案第37号に至る7議案、報告事項2件について審議願います。

それでは、はじめに議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 15番: 資料1ページをご覧ください。申請地は、共和技研(株)から北西に約500mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権移転です。ほ場整備事業に伴い、2筆で1区画となっている土地で以前から[]が耕作しておりました。地籍図をご覧ください。今回の申請地が[]で西隣の[]と1区画の農地となっており、[]は[]が所有しています。今後も[]が耕作する予定のため、[]から所有権移転の話があり今回の申請が出てきました。取得後は引き続き水稻を行う予定です。所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第31号 15番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(尾崎委員) 15番: 現地では、稲刈り後で草もなく管理されていることを確認しました。現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第31号 15番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第31号 15番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第31号 15番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11: 反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 15番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第31号 16番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 16番: 資料2ページをご覧ください。申請地は、給食センターから東に約600mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人の[]と譲受人の[]は親戚です。[]が農地の管理に困っていたところ、親戚で地元でも既に農業をされている[]との間で話がまとまり、今回の申請が出てきております。取得後は水稻をされる予定です。周辺農地は集約化されて

いないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 31 号 16 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(尾崎委員) 16 番: 現地では、稲刈り後で草もなく管理されていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 31 号 16 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 31 号 16 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 31 号 16 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 16 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 31 号 17 番・18 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 17 番・18 番: 譲受人が同一のため、併せて説明します。資料 3 ページをご覧ください。申請地は、福崎北 IC から北東に約 450m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の[]は、休日やあいた時間を利用して農業を行いたいと思っていました。今回、[]が後ほど説明する 5 条申請として住宅への転用が出てきています。その住宅の建設に伴い、建設地周辺の農地を譲ってもいいという話があり申請が出てきています。周辺は宅地に囲まれており、集団化していないため所有権移転によ

る地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第 31 号 17 番・18 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(尾崎委員) 17 番・18 番：現地では、議案書の写真にあるように草が生えていることを確認しました。

現地調査班では、草は生えているがそれほど伸びておらず問題はないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 31 号 17 番・18 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第 31 号 17 番・18 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第 31 号 17 番・18 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 11：反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 17 番・18 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 31 号 19 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 19 番：資料 4 ページをご覧ください。申請地は、長野橋から南に約 150m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の[]は、福崎町へ移住するために[]の宅地と[]の農地を購入される予定です。それにより今回、[]の農地について 3 条の所有権移転による申請が出てきております。[]は 50 年ほど家庭菜園をされており、取得後は野菜

を栽培される予定です。周辺は宅地に囲まれており、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 31 号 19 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(尾崎委員) 19 番：現地では、草が刈られ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 31 号 19 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 31 号 19 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 31 号 19 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 19 番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 2 番：資料 5・6 ページをご覧ください。申請地は、グローリープロダクツ(株)から北に約 350m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、所有者の[REDACTED]が自己所有地を太陽光発電へと転用するものです。一帯での利用となり 1,000 m²を超えるため、町の開発条例のもと協議がされています。近隣に農地を集約した農家がおらず、地元代表の区長や水利管理者、隣接農地の所有者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第4条の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第32号 2番について、現地調査済ですので報告願います。

(尾崎委員) 2番：現地では、草が刈られ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第32号 2番について、質疑はありますか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) 太陽光発電について質問するんですが、地元説明会等はされているのでしょうか。

(議 長) 大野推進委員どうぞ

(大野推進委員) 太陽光の業者が[REDACTED]だったかと思いますが、1年ほど前に説明会は行われております。なぜ、今になって出てきたのかなと思ったのですが1反を超えていて協議を行っていたんですね。それで納得しました。再度になりますが業者からの説明はありました。

(議 長) 事務局から何か補足ありますか。

(事務局) 大野推進委員がおっしゃったとおり、1年ほど前に説明会が行われ前区長・現区長もご存じで15名ほど参加されておりました。

(牛尾委員) 本日の議案で4条と5条にも申請が出てきています。その他にもこの4条の申請地南側にも太陽光にする計画があると話を聞いているのですが、今回の議案にないのは何か理由があるのでしょうか。

(事務局) 町の開発条例のもと行う協議がまだ終わっていないため申請が出てきておりません。

(牛尾委員) 今は草刈りされているのですが、今後草が生えてきたときに太陽光発電に影響がないのでしょうか。また転用後に地目が田でなくなるため、所有者が変わる可能性も考えられます。その際に所有者を把握できなくなるため、それを防止や規制するような条例等を作ることはできないのでしょうか。

(事務局) 土地の売買等については権利の話になってきますので条例の範囲になるので町で作成するというのは難しいと考えます。

(牛尾委員) 実際に、西治で転用後の所有者が不明になり困ったことがあったので質問させていただきました。

(事務局) これまでも事務局から説明があったかもしれませんが、草刈り等につきましては地元と業者とで話し合っていて決めていただくのがいいかと考えます。

(牛尾委員) 説明会では所有者が不明になることはありませんと言うのですが、いざ許可が済むと所有者が不明になるので歯止めをきかせることができないかなという先の心配です。

(事務局) そういった条例等を作る動きはありません。

(牛尾委員) 分かりました。

(議長) 他に質疑はございませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第32号 2番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第32号 2番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認 2番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第32号 3番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 3番：資料7・8ページをご覧ください。申請地は、ドラッグストア コスモスから南約300mに位置しています。住宅地図・写真・事業計画図を併せてご覧ください。

この申請は、所有者の[]が自己所有地を露天駐車場・進入路へと転用するものです。[]の一部を倉庫への進入路として使用していましたが、売却する予定で進入路が無くなるため[]を新たに進入路とする

申請です。また、自宅に駐車場が少なく、来客や子どもの帰省時に駐車スペースが不足しているため、露天駐車場での申請も出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、地元代表の区長や水利管理者、隣接農地の所有者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第4条の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第32号 3番について、現地調査済ですので報告願います。

(尾崎委員) 3番：現地では、畑として耕作されており管理もしっかりされていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第32号 3番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第32号 3番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第32号 3番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認 3番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について、事務局から説明をお願いします。

議案第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について
(委員会受理)

(事務局) 1番：資料9ページをご覧ください。届出地は、ミナミ整形外科・内科循環器科から東に約100mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この届出は自己所有地を貸露天駐車場へ転用するものです。転用後は

へ貸し出す案が出てきております。市街化区域の農地であること、届出内容も問題ないことから、農地法第4条の届出の受理要件は満たすと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第33号 1件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(尾崎委員) 1番：現地は、草が刈られ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第33号 1件について質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) (道路法・駐車場法に係る質問)

(事務局) この場ではすぐに回答ができないため調べてからの回答になります。
ここでは、農地転用が良いか悪いかについての議論・採決をお願いいたします。

(山口委員) そんな狭いことでいいんですね。分かりました。

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第33号 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第33号 1件について、賛成の方は挙手願います。

<賛成多数>

[賛成9：反対2]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出 1件について、原案の内容で受理することといたします。山口委員・田中委員が反対の理由は、何でしょうか。

(田中委員) まちづくり課で聞いた話を山口委員だけでなく、私にも教えていただけたらと思います。

(山口委員) 農林振興課・まちづくり課が関係している中で、農林振興課から見たときの問題点のみで挙手をしてまちづくり課は関係ないという狭い物の考え方ではないのだろうかという意見です。

(事務局) 山口委員が言われていますように関係各課へ回覧しておりますので見てい
るであろうと推測されます。会議後に事務局からまちづくり課へ駐車場の使
い方について聞きに行き、後日回答をさせていただくか、もしくは本日中に
聞きに行けるようであれば本日回答というかたちをとらせていただきたいと
思います。

(議長) 次に、議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申
請承認について、事務局から説明をお願いします。

議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 14番・15番：譲受人が同一のため、併せて説明します。資料10ページをご
覧ください。申請地は[]の西に位置しています。地籍
図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により太陽光発電へ転用するものです。[]は太陽光
業者であり、町内で太陽光を設置しています。また、一帯での利用となり
1,000㎡を超えるため、町の開発条例のもと協議がされています。近隣に農
地を集約した農家がおらず、地元代表の区長や水利管理者、隣接農地の所有
者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法
第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第34号 14番・15番について、現地調査済ですので現地調査班より
報告願います。

(尾崎委員) 14番・15番：現地は、草が刈られ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第34号 14番・15番について質疑はありますか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) 申請には[]は対象には入ってないんですが、工事をする際の説明は
終わっていると聞きました。この周辺は通学路になっているためそのあたりの
安全管理等の説明もあったんでしょうか。

(事務局) 工事着手前の説明については区長から行う約束になっているということ
を聞いておりますが、説明の内容までは把握しておりません。

(牛尾委員) 申請地周辺の土地への影響はないのでしょうか。

(事務局) 歩道があるんですが、その歩道を切り下げて申請地内へ車を停めて施行するというふうに聞いております。また、隣接農地の所有者の同意書もあるので問題ないかなと思います。

(牛尾委員) この申請地に関してもまた説明会はあるんですかね。

(事務局) 協議が行われましたので説明会もあったというふうに認識しております。

(牛尾委員) ちょうど、[REDACTED]と申請地の間の水路が西治と西谷の境なんです。説明会というのを聞いていないのであったのかなと思い質問しました。

(事務局) 農地が西谷にあるので、説明会も西谷で行われたと思います。

(牛尾委員) 分かりました。

(議長) 他に質疑はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第34号 14番・15番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第34号 14番・15番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 11：反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 14番・15番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第34号 16番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 16番：資料11ページをご覧ください。申請地は、福崎北ICから北東に約450mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。
この申請は売買により地縁者住宅へ転用するものです。[REDACTED]の奥さんの実家の近くで住みたいという希望があり、譲渡人の[REDACTED]と売買の話が

まともな申請が出てきております。近隣に農地を集積した農家もなく、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第34号 16番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(尾崎委員) 16番：現地は、背丈の低い草が生えていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第34号 16番について質疑はありませんか。

〈なし〉

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第34号 16番について、討論はありませんか。

〈なし〉

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第34号 16番について、賛成の方は挙手願います。

〈全員挙手〉

〔賛成11：反対0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 16番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(事務局) 先ほどの4条届出の露天駐車場についてまちづくり課に聞いてきましたので報告いたします。

(議 長) 議案33号ですね。どうぞ。

(事務局) まちづくり課では、道路の出入り口を制限することについては指導できるものではないとの回答でした。転用される際には注意して使用することを伝えてくださいとのことでした。

また、駐車場法を調べてみると、6,000㎡以上の路外駐車場については一方通行できるように出入り口を1つずつ設けると記載があります。今回の届出につきましては、6,000㎡以下となりますので出入り口を設けなくてもいいということではないかと思えます。もう少し調べる必要がありますが、まちづく

り課としては指導・制限はできないとの回答でした。

（議 長） 先ほどの議案第 33 号の質問事項について、事務局から回答がありました。

次に、議案第 34 号 17 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局） 17 番：資料 12 ページをご覧ください。申請地は、東大貫交差点から西約 300m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により進入路へ転用するものです。令和 6 年 9 月に申請のあった農地への進入路として申請が出てきております。既に、コンクリートで舗装されているため、3 条ではなく 5 条申請となっております。地元代表の区長や水利管理者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

（議 長） 事務局からの説明が終わりました。

議案第 34 号 17 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

（尾崎委員） 17 番：現地は、コンクリートで舗装され管理されていることを確認しました。

現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議 長） 議案第 34 号 17 番について質疑はありますか。

<なし>

（議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第 34 号 17 番について、討論はありますか。

<なし>

（議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第 34 号 17 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 11：反対 0〕

（議 長） 挙手全員でございますので、議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 17 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第 34 号 18 番について、事務局から議案書の朗読及び説明を

お願いします。

(事務局) 18番: 資料13・14ページをご覧ください。申請地は、新生金属(株)から西に約150mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により露天駐車場へ転用するものです。譲受人の[]は、町内に数カ所露天駐車場を所有しており、今回の申請は会社近くへ露天駐車場の集約を目的とするものです。今回の申請は[]・[]・[]・[]ですが北側にある[]・[]・[]の3筆を含め一体的に利用する計画となっています。北側3筆は地図訂正等の手続きに時間を要するため、先に南側4筆での申請となっております。近隣に農地を集約した農家がおらず、地元代表の区長や水利管理者、隣接農地の所有者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第34号 18番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(尾崎委員) 18番: 現地は、草が刈られ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第34号 18番について質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 全て田ですが水路はどこを通っているんですか。

(事務局) 13ページの地籍図をご覧ください。少し見にくいんですが、[]・[]の下に青い線が引いてあるんですがそれが水路になります。

(山口委員) 茶色いのは道ですか。

(事務局) はい、そうです。里道です。

(山口委員) 水路については誰の所有になるんですか。

(事務局) 町所有の自治会管理となっているので所有は町になります。

(山口委員) その水路はどうなるんですか。

(事務局) 水路についてはそのまま残されます。また、里道についても残されます。

(山口委員) では、そこにはコンクリートで仕切りがされるということですね。

(事務局) 仕切りはされません。現況、水路はあったのでそのまま置いておかれます。

(山口委員) 水路は素掘りですか。素掘りの水路を残したままで駐車場にしてしまうと水路が埋まってしまうと思います。そのあたりの話がどのようになっているのか少し疑問に思います。雨が降れば、水路へ水が流れ排水されるわけですから、田ではなくなりますがそのあたりは地元と話し合いをしていただけたらと思います。

(事務局) 分かりました。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第34号 18番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第34号 18番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 18番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、事務局から説明をお願いします。

議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(知事許可)

(事務局) 19番：資料15ページをご覧ください。申請地は、南大貫の交差点から南に約250mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は使用貸借により地縁者住宅へ転用するものです。貸出人と借受人は親子関係であり、実家の近くに住みたいという借受人の希望があり今回の申請が出てきております。近隣に農地を集積した農家がおらず、資金等も

充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第35号 19番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(委 員) 19番：現地は、草が刈られ管理させていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第35号 19番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第35号 19番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第35号 19番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 19番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第36号 農地法第18条の規定による合意解約通知について、事務局から説明をお願いします。

議案第36号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

(委員会受理)

(事 務 局) 3番：16ページをご覧ください。こちらは中播消防署移転の対象土地となっております。所有者と耕作者の間に解約の話がまとまり、残存小作の解消の通知が出てきています。
以上です。

(議 長) 議案第36号 1件について質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 36 号 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 36 号 1 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 36 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知 1 件について、原案の内容で受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第 37 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

議案第 37 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (改正附則第 5 条第 1 項による経過措置) (利用権の設定)

(事務局) 資料 17～35 ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。事前に議案書を配布させていただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。(資料 33 ページまで) 田 229,567 m²、129 件です。資料 34～35 ページが農地中間管理機構を通じての使用貸借です。田 3,652 m²、2 件です。
以上です。

(XXXXXXXXXXについての説明)

(議 長) 議案第 37 号 131 件のうち、8 番・10 番・16 番から 91 番・118 番から 121 番・127 番から 128 番・501 番から 502 番の 86 件について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 前田委員・山口委員・植岡委員・柳田委員・尾内推進委員 退席 >

(議 長) 議案第 37 号 131 件のうち、8 番・10 番・16 番から 91 番・118 番から 121 番・127 番から 128 番・501 番から 502 番の 86 件について質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 37 号 131 件のうち、8 番・10 番・16 番から 91 番・118 番から 121 番・127 番から 128 番・501 番から 502 番の 86 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 37 号 131 件のうち、8 番・10 番・16 番から 91 番・118 番から 121 番・127 番から 128 番・501 番から 502 番の 86 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 7 : 反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 37 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第 5 条第 1 項による経過措置）131 件のうち、8 番・10 番・16 番から 91 番・118 番から 121 番・127 番から 128 番・501 番から 502 番の 86 件について、原案の内容で決定することといたします。

< 前田委員・山口委員・植岡委員・柳田委員・尾内推進委員 着席 >

(議 長) 議案第 37 号 131 件のうち、8 番・10 番・16 番から 91 番・118 番から 121 番・127 番から 128 番・501 番から 502 番の 86 件を除く 45 件について質疑はありませんか。
尾崎委員どうぞ。

(尾崎委員) 同じ人が借りられるのに契約期間が 6 年や 10 年と違うのには理由があるんですか。

(事務局) 借りる人・所有者との話し合いで決められているため契約期間が異なっています。

(尾崎委員) 分かりました。

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 37 号 131 件のうち、8 番・10 番・16 番から 91 番・118 番から 121 番・127 番から 128 番・501 番から 502 番の 86 件を除く 45 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第 37 号 131 件のうち、8 番・10 番・16 番から 91 番・118 番から 121 番・127 番から 128 番・501 番から 502 番の 86 件を除く 45 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 11：反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 37 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第 5 条第 1 項による経過措置）131 件のうち、8 番・10 番・16 番から 91 番・118 番から 121 番・127 番から 128 番・501 番から 502 番の 86 件を除く 45 件について、原案の内容で決定することといたします。

(議 長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 36 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 3 件でたことを報告します。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

資料 37 ページをお開きください。租税特別措置法に基づく、引き続き営農証明を 1 件、都市計画法第 29 条による『都市計画法施行規則第 60 条証明』のための営農証明を 2 件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 3 件、計 6 件を発行したことを報告します。

報告は以上となります。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

<なし>

< 16：33 終了>

○次回農業委員会開催日・・・12 月 20 日（金）15:00～

場所：役場 2 階 大会議室

署 名 人	牛尾 敏博
署 名 人	高岡 俊一